

## 書評と紹介

藤田大誠『近代国学の研究』

弘文堂 二〇〇七年一月一日刊  
A5版 五〇〇+ 頁 六八〇〇円+税

桂島宣弘

### 一、

本書は、藤田氏の「近代国学」に関わる論考をまとめたものである。その研究が乏しいことを氏は執筆の動機の一つとしてあげているが、実は本書は論争的な性格をもっていて、明治中期「国学」を取り上げることで、それを「無視」して「近世国学」と明治後期以降の「国学」との断絶を強調する近年の研究動向に対して強い憤りをもっているかのごとくである。その結論は、したがって「近世国学」と連続の相で捉えられる「近代国学」、さらには明治後期以降の「近代人文学」ということになる。だが、連続性とは、それをそのように見れば、いくらでもそのように見える、というのが筆者の基本的スタンスである。学統・門流を論拠とする場合は特にそうだ。そもそも学統・門流という視点そのものが、それを自覚している当事者にとっては、自分がある流れに連続しているという意思表示なのだから、それを引き合いに出した瞬間には、既にその視座の内にあるということになる。ちなみに、筆者も断絶論を唱えている者と目されているようだが、筆者の関心は連続・断絶にはない。近代以降に成立した概念（翻訳概念）で「近世国学」を捉えることの陥穽を考えたい、というまでのことで、近代以降の「国学者」が本居宣長・平田篤胤らを強く意識し、その繋がりで思考していたことは、かれらが「国学者」を自認している場合には、当然のことである。

そもそも本書のいう「近代国学」という概念が、わかりにくい概念である。氏は「近代国学」を、狭義には「明治十年代から二十年代においてくっきりと立ち現れて来る近代日本国家に即応した一つの『国学』の姿」とするが（二四頁、以下数字のみ記す）広義には「近代に存在していた諸流の国学者の様々な動向全てを包含し」たものとも捉えられており（二四）とりわけ後者については、近代日本の何らかの形で「国学」と交渉のあった学術全体と置き換えられるほどの広さをもっていて、その分、その定義は曖昧になっている。また、結論的に氏は「近代国学」の「性格」について、次のようにのべているが、これもかえって「近代国学」の何たるかをわかりにくくしているのではないか。

「『近世国学』以来の軸心としての明確な『国体』意識を保持し、その総合性をはじめ、考証的、好古趣味的かつ実用的な性質の側面を継承しながらも、明治維新を経て神祇・宗教行政の展開過程から『祭祀』や『宗教』と距離を置いた『学事』となって、神学色の濃い、即ち『非宗教性』を帯び、極めて『考証』的な学問方法を駆使することによって、近代日本国家や社会、国民に寄与する『実用』的な学問であり、なおかつ近世には無かった価値観（文明開化）を日本の古制や伝統観念に即して導入し、自家薬籠中のものとする事ができる学問であった」（四八四）。

冒頭から批判的なことを書いたが、本書に対する根本的な疑問は以上に尽きる。これらを別とすれば、本書から具体的に学んだことも多い。以下、そうした点も含めて紹介していくこととしたいが、まずは本書の章題のみを記しておきたい。

序章	近代国学史の構築のために	本研究の課題と視角
第一章	近代日本国家黎明期の考証派国学者	横山由清の学問・教育とその官歴
第二章	明治初年の国家祭祀形成と国学者	神祇官・神祇省の考証作業を中心に
第三章	明治初年における神社行政と国学者の考証	教部省考証課の営みを通して
第四章	明治期の祭政一致論・国民教導と祭教学分離	主斎神の変遷と皇典講究所の創立
第五章	近代国学と高等教育機関	東京大学文学部附属古典講習科の設置と展開
第六賞	近代皇位継承法の形成過程と国学者	明治皇室典範第一章成立の前提
第七章	近代における国学の展開と神道学の成立	国学の細分化過程と学問の再編成
第八章	大正・昭和戦前期における祭政一致観の相克	八神殿奉斎問題と神道人・国学者
終章	近代国学とは何だったのか	国学の継続と変容

## 二

序章では氏による研究史の詳細な整理と本書の課題がのべられている部分だが、それについての疑問は冒頭に記した。やや具体的に内容を紹介するならば、上田賢治・野村八良・伊東多三郎らが近代以降の「国学」の衰退、「低評価」を説いていること、内野吾郎も幕末から芳賀矢一までの間に言及していないことなどを批判しつつ、藤井貞文・阪本是丸らの問題提起を継承しつつ、「『近代国学』という学知の方向性や国学者達の営みについて、皇室制度や神社制度の形成、国家祭祀や『祭政一致』構想などの日本の『国体』(国柄)に関わる諸問題に対峙した国学者の動向を通し、具体的に歴史資料に当たりつつ緻密に再検討する」ことが本書の課題である、とする(九)。次いで、その際に注目すべきは、「平田派」「津和野派」「鳥取派」と並んで、「考証派」であるとし、「彼等こそが、明治初年のみならず、それ以降もその『主流』となって『近代国学』の性格に直接関わっていく人々」であったとのべる(一三)。具体的には木村正辞、横山由清、小中村清矩、黒川春村・真頼・真道三代、佐藤誠實、物集高見、近藤芳樹などが注目されるべきで、そうした人物については近年、史料学、書誌学、古物論、書物ネットワーク論などで研究が蓄積されていることが紹介されている。だが、氏はこうした個別研究には満足せずに、それらを、「総合性」、「考証性」、「国家性」、「実用性」、「宗教性」の視角から取り上げることで(二六)「近代国学」の全体像を提示したい、としている。明治期の「考証派」、それは無論、「国学者」を自認している者ばかりではなく、清朝考証学系など儒学系の者も含まれてくる概念で(むしろこちらが主流だろう)それが、確立途上の近代学術や近代実証主義とどのように交錯するのかは、いうまでもなく重要な研究課題である。そして後述するように、本書はそのことに関わって幾つか重要な達成を果たしている。だが、それを「近代国学」と敢えてよび、しかも「近世国学」と芳賀矢一以降の間におかなければならないのは何故か、この点については残念ながら序章ではのべられていない。

第一章は、「近世国学」から「近代国学」への「過渡期を生きた」(五一)「考証派」国学者、横山由清が取り上げられている。ここで氏は、「考証派」国学という概念について、明治維新をはさんで学統で括ることの困難性を指摘し、むしろ「彼等の交友関係」の方が重要だとする(五二)。もっともな指摘だが、氏はやはり学統が気になると見えて、本間游清、

小山田與清、岸本由豆流ら「江戸派国学」の「末流」だとする(五七)。その当否はともかく、横山は幕末期には和学講談所、次いで維新後には「史料編修御用国史校正」、さらに大学校中助教などとして出仕することとなる。ここでこの時期に書いた横山の「国学の説」が紹介されているが、平田派の幽冥論が厳しく批判され、また「皇国ノ為ニスル事業ハスヘテ国学」とする国学観などは興味深い(六一)。明治三年以降に「法制官僚」の道を歩み、民法会議、「樺太問題」、教部省廃止問題などで活躍した横山の履歴も合わせ考えると、こうした国学観を有していた横山を、「国学的『法制官僚』」(七三)とすべき理由は何なのか。土壌としての「国学」(七二)という視点をあまりに拡大するならば、かえって明治学術の多くは儒学・国学を土壌としていたという漠然とした結論に陥ることになるのではないか。

第二章から第六章は、本書ではもっとも重要な箇所、本書の学術的価値がきわめて高いことを示している箇所である。紙幅の関係もあるので、要点しかのべられないが、第二章は、神祇省期に照明を当てたもので、そこで活躍した小中村清矩が中心的に考察されている。これまで神祇官からの「降格」と捉えられた時期に、実は小中村ら「考証派」によって、さまざまな皇室祭祀の考証が行われ、「明治維新以降の宮中祭祀に相応しい新儀」(一一四)が形成されていったことを、きわめて実証的に明らかにしている。「祭政一致」という主張からは、むしろ神祇官の別立よりも太政官と「合併」したこの時期こそ「考証派国学者」にとって活躍しやすい時代であったこと、さらに後に大きな影響を与える近代皇室祭祀、神葬祭式などが考証・建言されていったことなどは、神祇省時代の意義を再検討する上では、きわめて重要な指摘であるといえよう。

第三章は、「祭教分離」後の教部省時代の小中村清矩を中軸とした教部省考証課について検討したもの。大祓をめぐる京都府と教部省間の民俗慣行と新しい神道祭祀との軋轢を物語るやりとり、さらに鹽竈神社などの明治四年に定められた社格の再考をめぐる栗田寛と小中村のやりとり、『特選神名牒』編纂への最初の道程など、明治五～七年期の教部省での(多くの研究が言及する)宣教とは異なる活動の一端が明らかにされている。この過程で、教書編纂が放棄されていったこともさりげなく言及されているが、氏の主張とは異なって、ここには実は「近世国学」の終焉が示されていると筆者は考えるが、いかがであろうか。

第四章は、筆者にいわせれば本書の圧巻の一つで、明治初年期からの「八神殿」の変遷を追いながら、最終的にそれが廃止されていく過程、さらに「祭神論争」を経て「祭教学分離」に帰結する過程に、明治期の国学・神祇行政の帰趨を読み取ろうとしている箇所である。これまで、藤井貞文や阪本是丸によって明らかにされてきた教部省期を、「八神殿」を基軸として捉え直した視点は斬新である。氏によれば、幕末維新时期から多くの国学者たちによって神祇官再興の中身として主張されていたのは「八神殿」の奉斎であったが、「津和野派」や「鳥取派」など「神祇官太政官統一」などの「祭政一致」構想、「国家祭祀」の宮中への移行を推進した者たちによって、神祇省・教部省期には、それは「宮中三殿」(賢所・歴代皇霊・天神地祇)への祭祀へと、紆余曲折を経つつ形を変えていくこととなる。

「祭神論争」も、その過程において捉えられるべきもので、「伊勢派」「出雲派」の二項対立ではなく、むしろ最終的にはこの「宮殿三殿」遙拝が決した点に意義があるという主張も、説得的で示唆に富む。「八神」やオオクニヌシなどが斥けられ(天神地祇に包括され)さらに『古事記』に記載がない神を斥けることで、中世以来の神道説との切断を明確化したとする指摘も興味深い(一八八)。何よりも重要なことは、この過程は「祭教学分離」過

程として捉えられることで、かくて「神社・神道非宗教論」などが一般言説化していくこととなる。「祭教学分離」は、耳慣れない概念だが、氏によれば阪本健一氏の表現を借りたもので、「祭祀」「宗教」「学事」の三者の分離を指すものという（もっとも、「祭」と「学」の分離については「分明では無い」[二一六]とされているのだが）。気がかりなのは、ここで分離された「学事」が「近代国学」なのだとしている点である（二一七）。とするならば、「近世国学」とは断絶した「近代国学」がここで誕生したとする方が、はるかに説得的なのではないか。

第五章は、和学所から皇学所、大学校、東京大学和漢文学科等と「国学者」、ことに「考証派国学者」の関わりを追いながら、東京大学（のち帝国大学）附属古典講習科の設置の経緯、教育の実際を詳細に検討したものだ。用いられている史料も『文部省往復』『東京大学年報』など一次史料が中心で、実証的にも精度の高い内容といえる。そこからは、「近代国家に実際に寄与する学問」（二六〇）が構想され、講じられたことが窺えるが、結局は廃止に至ることとなる。その背景について氏は禁欲的で多くを語らないが（二七九）小中村を軸に「近世国学」が継承され（二五五 - 二五六）また講習科の門弟の以後の活躍などを強調することで、「国学」が近世から近代に脈々と伝えられていったとする氏の姿勢にブレはない。何度も同じことをのべて恐縮だが、そこだけが異様なものを感じられるのは、筆者だけであろうか。

第六章は、近代皇位継承法の制定途上に、小中村や横山ら「国学者」の「考証」が影響を与えたことを論じたもので、とりわけ従来その制定の重要な前提となったと考えられてきた井上毅もそれに基づいて立論したことが示唆されている。史料的にはかなり困難を伴った中で、横山の「継嗣考」という貴重な史料を採り出して検討するなど、この章も読み応えがある。「女帝」継承認容の横山と、それを否認した小中村という、いわば対極の構想がともに「国学者」から提示され、井上がそれらを斟酌しつつ最終的には「女帝」否認の「謹具意見」に辿りついたことが展望されている。

### 三、

第七章は磯前順一氏の「神道学は近世の国学に直接的な起源をもつものではなく、「ドイツ哲学の影響を受けた国民道徳論を背景として誕生した」「近代的な学問」とする主張（『近代日本の宗教言説とその系譜』）に異論を唱え、横山、小中村ら「考証派国学」=「近代国学」を介在させることで、「国学」と近代官学アカデミズムとの連続性を説いた章である。この章については、結論的にのべれば氏の多くの反論にも拘わらず、**結論的には**磯前氏の議論が反駁されたとは筆者は考えていない。言説分析というかなり自覚的な視点・方法で立論されている磯前氏の議論に対して、系譜で反論すること自体が方法的にかみ合わないのはしばらく措くとしても、そもそも「平田派」「津和野派」が明治初年期に有していた圧倒的影響力は、今日の国学研究の状況に照らしても何人も否定できないことだろう。それを覆して、近世以来の「考証派国学」が明治中期に命脈を伝え、むしろこちらこそが「国学」なのだといわんばかりの氏の主張は、やはり無理があるのではないか。紙幅の関係もあるので二点だけ、氏の反論に対する疑問を提示しておきたい。まず、「平田派」については（明治初年期のその定義は難しいのだが）、神祇官・神祇省期の政府中枢に活動の場を見いだして廃仏毀釈などで活動したこと、また福沢諭吉などの啓蒙思想家が訝しく思

っていた「国学者」が、主としてそのような「平田派」系国学者であったことは間違いな  
かろう（「津和野派」がやや異なった軌跡を描くこととなるが、これは措く）。そして、平  
田篤胤の「幽冥」論や造化三神論、「三大考」論争などに影響された諸言説が、教部省期を  
通じてほぼ衰退し、影響力を失っていくことは、本書からも窺えるところで、これらの人々  
の下野によって、明治初年期まで大きな影響力を有していた宣長・篤胤神学の主要部分が、  
のちには語られなくなっていくことは間違いないのではないかと。そして、少なくとも近代  
アカデミズムは、こうした「平田派」系言説（記紀を「神典」とする言説）の上には構築  
されなかったことは、本書の論旨とも何ら抵触しないのではないかと。のちに本居宣長や平  
田篤胤に基づくと自称する言説（神道学も含め）は、これらの淘汰の上に自らの言説を「国  
学」的言説と称したものであって、神道学を国史学や国文学に繋いだところで、その構造  
に変化はないと筆者は考える。第二に、そもそも氏のいう「近代国学」も、それらが「考  
証派」を自認し、近世からの継承を意識していたものであったとしても、内実は多分に近  
代的なものであったことは、むしろ本書、及び本章が再三強調しているところであって、  
筆者はこれが本書の最大の達成だと考える。とするならば、仮に氏のいう「近代国学」を  
間に置いたとしても、むしろ明治十年代後半からは既に「近世国学」とは明らかに異質な  
言説が、横山・小中村らによって立ち上がっていたと見るべきで、それらは磯前氏の議論  
をむしろ補強するものなのではないかと。念のためにいえば、『近代神道学』成立に際して  
は『国学』系の学問という基盤が不可欠なのは当然であり（三九八）その指摘だけでは  
言説の「転換」に対する批判とはならないように思われる。

紙幅の関係と筆者の守備範囲を超えていることから、第八章については詳述できないが、  
ここは第四章の続編ともいえるべき箇所、神社局設置（一九〇〇年）から神祇院設置（一  
九四〇年）に至る過程における神社界、さらには知識人らの「八神殿奉斎」論の経過を追  
ったもの。最終的にそれが実現しなかったことは、明治初年期の「津和野派」らによる「宮  
中三殿」を超える構想が打ち立てられなかったものと結論づけている。「考証派」に連なる  
とされる神宮奉斎会会長も務めた今泉定介（助）の「八神殿」論がとりわけ興味深く、そ  
れが「宗教性」を帯びた主張となってくることについて紹介されている。この点は、「国家  
神道体制」が、神道界ではどのように捉えられていたのか、そして大正期から昭和初年期  
にどのように転回していくのかを考える上では重要な問題というべきであろう。

最後に筆者の理解不足からやや辛辣な批判をのべた点については、著者のご海容をお願  
いしたい。本書が、きわめて篤実かつ緻密な史料発掘・考証の上になっていることは間違  
いなく、本書によって初めて明らかにされたことも多い。また、註も大変充実しており、  
先行研究もほぼ全て参照されている（何力所か誤植があったが、これも許容範囲であろう）。  
これらについては率直に敬意を表し、近代における国学研究の新たな礎石を築いた一書の  
登場であればこそやや辛口に評したことを申し添え、筆を擱きたい。